

オフィスビル等入居奨励事業 ～コロナ禍の今こそ最大 300 万円 の補助で入居を後押し～

新型コロナウイルス感染症拡大により、市内企業が大きな影響を受ける一方、都心を拠点とする企業が郊外へ進出する動きも見られるなど、企業を取り巻く環境に変化が生じています。こうした状況をチャンスと捉え、優良企業の市内オフィスビル等への入居を後押しする補助事業を時限的に実施することで、雇用の創出と市内経済の活性化を図ります。

1 制度の概要

(1) 対 象

市内で5年以上の事業継続の計画を有して、市内のオフィスビル（※）等へ入居する企業。このうち、主として事務等を行う事業所（いわゆる店舗を除く）の入居を対象とします。

ただし、日本標準産業分類における、政治・経済・文化団体、宗教、公務、及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業所は対象外。

※オフィスビルとは、オフィス（事務所・業務）を主用途として建てられた建築物のこと。複合的なビルの場合、住居、店舗等の部分は補助対象としません。

(2) 要 件

対象企業	床面積	従業者
市外企業・ 新規設立企業	<u>200 m²以上</u> の床面積 を借り受けて入居	当該事業所の従業者が <u>20 人以上</u>
市内企業	入居前より <u>100 m²以上広い</u> 床面積を借り受けて入居	市内事業所の従業者が <u>10 人以上増加</u>

※一部例外規定あり

(3) 補助額

月額賃料の1/2（上限 50 万円）、6 か月分を交付。最大 300 万円

(4) 申請及び実績報告

賃貸借契約の前日までに申請し、入居の6 か月後に実績報告を市に提出する。

2 施行期日

令和4年第1回定例会における令和3年度補正第14号の議決日

3 事業期間

令和5年3月31日（金）まで

◎ この件に関するお問い合わせ

海老名市 経済環境部 商工課 電話 046・235・4843